

第五十一回国会 建設委員会 議 録 第二十一号

昭和四十一年四月二十二日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君

理事 丹羽喬四郎君

理事 松澤 雄蔵君

理事 川村 繼義君

理事 稻村左近四郎君

木部 佳昭君

堀川 恭平君

井谷 正吉君

佐野 憲治君

稲富 稜人君

出席國務大臣

建設 大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

建設政務次官 谷垣 專一君

建設技官 尚 明君

(住宅局長)

委員外の出席者

専門員 熊本 政晴君

四月二十一日

委員大倉三郎君辞任につき、その補欠として西

岡武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西岡武夫君辞任につき、その補欠として大

倉三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事丹羽喬四郎君同日理事辞任につき、その補

欠として服部安司君が理事に当選した。

四月二十一日

戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願(小川

第一類第十二号 建設委員会議録第二十一号

昭和四十一年四月二十二日

半次君紹介(第三二九号)

同(小坂善太郎君紹介)(第三三〇号)

同(遠藤三郎君紹介)(第三三八四号)

同(砂原格君紹介)(第三三八五号)

同(田澤吉郎君紹介)(第三三八六号)

同(高瀬傳君紹介)(第三三八七号)

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

住宅建設計画法案(内閣提出第一一〇号)

○田村委員長 これより会議を開きます。

まず、理事辞任に関する件についておはかりい

たします。

理事丹羽喬四郎君から理事辞任の申し出があり

ます。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、

許可するに決しました。

次に、理事の補欠選任に関する件についておは

かりいたします。

ただいまの理事辞任に伴い、この際その補欠選

任を行なうたいと存じますが、先例により委員長

において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、

理事に服部安司君を指名いたします。

○田村委員長 次に、住宅建設計画法案を議題と

し、審査を進めます。

この際、政府委員より補足説明を聴取いたしま

す。尚住宅局長。

○尚政府委員 住宅建設計画法案の付属資料の説

明の資料といたしまして、先般提出いたしました

「住宅建設五カ年計画(案)の概要」の資料につきま

して御説明申し上げます。

政府は、昭和四十一年度を初年度とする住宅建

設五カ年計画を策定することいたしました。去

る二月八日閣議了解をいたしました。それが第一

ページに資料として提出されております。朗読い

たします。「住宅建設五カ年計画の策定につい

て(閣議了解) 了」 政府は、昭和四十

一年度を初年度とする住宅建設五カ年計画を策定す

るものとする。この計画においては、昭和四十五

年度までに一世帯一住宅の実現をはかるため、昭

和四十一年度以降五カ年間に総戸数六百七十万戸

の適正な質を備えた住宅の建設を目標とし、国及

び地方公共団体は、民間自力建設の状況を勘案

し、このうち二百七十万戸の住宅をみずから建設

し、またはその建設について資金上の援助をする

ものとする。また、住宅建設にあたっては関連公

共公益施設の一体的整備が強力に推進できるよう

関係各省庁間において十分な協力体制をとるもの

とする。以上が閣議了解でございます。これに基

づきまして、予算等につきましてもその措置をい

たして、先般御審議いただいたわけでございませ

が、さらにこの五カ年計画の根拠となります住宅

建設計画法案を提出して、ただいま御審議願って

いる次第でございます。

そこで、この法案におきましては、建設大臣は

住宅が安定するまで毎五カ年を一期として建設計

画を設定して、これに閣議了解を求めることに

なっております。これに閣議了解を求めたことと

して、昭和四十一年度以降四十五年までの五カ年

間のいわゆる第一次五カ年計画というものにつ

きまして、ただいま建設省として練っております

案

を御参考のために資料として提出したわけでござ

います。

その案につきましまして概要を御説明申し上げます

と、まず閣議決定すべき問題として、五カ年間の

住宅建設の目標というのがございます。いま建設

省といたしましては、この目標をおおむね次のこ

とく定めたいと思っております。それが二ページ

以下に書いてあるわけでございしますが、朗読さ

させていただきます。「1. 住宅の建設の目標 (1) 総戸

数 昭和四十一年度以降五カ年間に、お

おむね六百七十万戸の住宅の建設をはかるものと

し、その所有関係別戸数は、国民の需要動向及び

過去の建築実績等を勘案し、おおむね、次のとおり

とする。持ち家三百三十五万戸(五〇%) 借家

二百七十万戸(四〇%) 給与住宅六十五万戸(一

〇%) 合計六百七十万戸(一〇〇%)」

次の後段の資料は、この六百七十万戸を推算い

たしました資料でございまして、住宅需要動向そ

の他を考へまして、今後六百七十万戸が要るとい

う総数の計算根拠でございます。

次に、三ページにまいります。三ページの上に

ございまして参考資料の二は、ただいま御説明申

しましたように、持ち家、借家、給与住宅等につ

きまして政府の計画を立てました。それは国民の

世論調査である住宅需要調査においては、どうい

ふうになっておるか、それから過去五カ年間の実

績はどうなっているかという参考資料でございま

して、おおむね持ち家が五〇%、借家が四〇%、

給与住宅が実績の上では七・二%、このようにし

て過去建設せられていたわけでございします。その

実績と需要動向を勘案して、さきに申しましたよ

うに持ち家を五〇%、借家を四〇%、給与住宅を一

〇%というところで実施したいと考えておる次

第でございします。

次に、「(2) 公的資金による住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅 公的資金によ

る住宅は、住宅を自力で建設した場合は賃借することとが困難な低所得階層及び中所得階層に対して、二百七十万戸供給することを目ざし、その所有関係別戸数は、おおむね、次のとおりとする。持ち家百十七万戸、借家百三十三万戸、給与住宅五十万戸、合計二百七十万戸。これは参考の資料にございませうに、さきに持ち家を五〇%、すなわち六百七十万戸の三百三十五万戸といはしめたが、持ち家につきましては、三百三十五万戸今後建設するうちの三五%、百十七万戸を公的援助に充てて行なう。それから賃借住宅につきましては、同じく三百三十五万戸につきまして、その援助の率を四六%といはしまして、全体として百五十三万戸を建設したいと考えておるわけでございませう。この賃貸住宅の中身が借家と給与住宅にさらに分解されるという参考資料でございませう。

さて、これらの公的資金による住宅二百七十万戸を持ち家、借家、給与というふうに分けました。その根拠は、この(注)に書いてございませうが、(注)公的資金による住宅の援助の考え方は、おおむね次のとおり。(1)持ち家の総戸数のうち、中所得階層のおおむね半数程度を援助の対象とする。(2)この持ち家につきましては、中所得階層の半数程度を援助の対象としたわけでございませう。

それから次の四ページにまいりまして、「(2)賃貸住宅(借家及び給与住宅)の総戸数のうち、二人以上の世帯用については、低所得階層の全部と中所得階層のおおむね半数程度を援助の対象とし、一人世帯用については、おおむね二割程度を援助の対象とする。」うち、給与住宅の数につきましては、近年の実績の横ばい程度建設する。そして残りが一般の賃貸住宅である。こういう計算をいたしたのが先ほど申し上げたものでございませう。

次の五ページにまいりまして、公的資金による住宅の建設二百七十万戸の、さらに事業実施の種類別と申しますか、事業主体別計画として次のように考えております。「公的資金による住宅の建設計画 公的資金による住宅二百七十万戸は、お

おむね次により建設するものとする。公営(改良を含む)五十二万戸、公庫百八万戸、公団三十五万戸、その他四十八万戸、小計二百四十三万戸。調整戸数二十七万戸、合計二百七十万戸。(注)調整戸数は、計画期間中において建設大臣が必要に応じてその配分を定めるものとする。」

御説明申し上げますと、二百七十万戸の約一割でございませう。二十七万戸、これを調整用の戸数として保有いたしまして、その後の住宅需要動向等を勘案いたしまして、建設大臣が必要に応じてこれらの事業別につけ加えたりして調整をいたしたいというふうな考え方である次第でございませう。

そこで、一応一割程度各事業別から保有したようになりなっておりますので、一応の目安としては、この(参考)に書いてあります「事業主体別必要戸数の目安」といはしまして、公営住宅(改良住宅を含む)が五十八万戸、公庫百十九万五千戸、公団三十九万五千戸、その他五十三万五千戸、これらのおおむねの約一割が右の欄に調整戸数としてございまして、その合計が二十七万戸。ただいま建設省としてはこのような計画によって二百七十万戸を実施したいと考えてまして、今後とも各省と折衝して案を固めたいと考えておる次第でございませう。

○田村委員長 以上で説明は終わりました。

○田村委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。小金義照君。

○小金委員 この案件は何ぶんにも画期的なものであつて、そして総合的であり、かつ非常に広範囲に関連を持つものであつて、これは建設省とい

うよりも政府自体が本気になつてやつてもらわないと、法案並びにいま建設省としての五カ年計画の概要を示されなければいけません。これは絵にかいたもちに終わるおそれがございます。そこで私は、私たちの住宅宅地政策についての大筋を申し上げながら逐次質問を展開いたしますが、問題の性質がいま申し上げたように広範囲にわたるの

で、同僚議員の諸君の質問とともに問題点を解明してまいりたいと思ひます。

まず第一に、佐藤内閣の最重要政策であるといわれておる社会開発、その中心課題が申すまでもなくこの住宅政策である。これを担当せられる瀬戸山建設大臣の日のの抱負や経緯はしばしば承り、われわれはこれを支持してまいつております。昨年の秋以来だつたかと思ひますが、関係閣僚の協議あるいは懇談というところをいろいろなことをお取りきめになつておるようなことを承知しております。政府の熱意のほどよくわかり、これを多としておりますが、昭和四十一年度を初年度とする第一次住宅建設の五カ年計画、これに關係して関係予算も相当大幅にとりまじり、関係法律も逐次、住宅金融公庫法ですか、それから住宅公団法ですか、それらも改正されて進んでおりますが、戦後二十年で衣と食のほうはおおむね戦前の水準を越えておる。しかしながら、住宅に關しては、近年相当予算等の増額も見ておりますけれども、いまだに著しく不足しておるという状態でありませう。その不足の実態は、まず第一に、依然としてまだ、居住といひますか、住宅がほしい、何でもいかに入る家がほしいのだという要望も相当たくさんあるし、特に低所得者、中所得者の中にはそういう方がたくさんある。第二には、一応住宅は手に入れたが、もう少し住みよい住宅がほしいという要望が相当出ております。第三には、年賦でも月賦でもいいからとにかく自分の家がほしいという希望が出ております。大体この三つの要望をかなえなければならぬのがこの住宅政策じゃないかと思ひます。

こうして考えてまいりますと、衣食住のうちのふくれておる住宅に政府はたいへん力を注いでおりまして、われわれもこれには全く同感であります。孟母三遷のたとえにまつまでもなく、居は心を移すといふことは、洋の東西を問はず、現実、今日まで人間の住んできた世界の法則でありませう。そこで、ただ住宅をつくれればいいということだけではななくて、住宅政策は人間形成の上に

おいてもたいへん重要な役割りを果たすものでありまして、人間形成人間形成といわれる佐藤内閣の住宅政策はここにも一つの大きな意義があると思ひます。いままでとかくばらばらであつたといわれる住宅の建設に關して、今度総合的な計画を策定することによつてその適切な実施をはかり、もつて国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するためこの住宅建設計画法案を御提出になつた。これはまあ総合的に施策をしようということで大進歩だと申し上げていいのであります。いま申し上げたのとおり、逼迫してある住宅を豊富に、そしてできるだけ安く供給することは、人心を安らかにし、ひいてはいろいろな意味で物価対策にもなるし、また国民の教養の問題にも關連してくるものと思ひます。過去二十年の間に一千万戸以上の住宅が建設されてきた。にもかかわらず、いま申し上げたのとおり住宅難は依然として解消してない。これは人口が自然増加をする。そのほか、経済の高度成長に伴つて急激な人口の移動、すなわち大都市に人口が集中する。それから産業の変貌、構造の変化というものが人を集めたりまた散らしたりする大きな刺激になつております。また一方において、家族の構成も相當著しい変化を起して細分化されつております。独身居住から夫婦生活、夫婦と子供、また親を引き取るというふうな扶養家族の付加等があつて、幾段階にも分かれておる、収入の差異、こういうものがあつて、住宅政策というのは画一的ではない、また単純算術的でもない、いかに世の中の実情の変化に伴つて政策の実施を考へていかなければならない。口では言へますけれども、いま冒頭申し上げたのとおり、各方面に關連することが非常に多いので、ひとり建設大臣だけのハッスルでは解決しない。こういう大所高所から、建設大臣は一体どういふ御方針をお持ちになつておりますか。大体は常に聞いています、あらためてこの法案の審議の冒頭に御説明をお願いいたします。

○瀬戸山国務大臣 もとより住宅の問題は、一建設大臣が意欲を燃やしたり、ハッスルしたりとか

うだけでは解決しないこととお説のとおりであります。いま小金委員からいろいろお話あったことは、私もおおむね認識を同じくしておると考えておりますが、御存じのとおり、昭和三十六年に住宅一千万戸計画というものを立てたことがございます。これはその当時は、建設省の計画という考え方で、厳密な意味においては、閣議の決定、政府の最高方針というところまではいってありませんでした。昭和三十三年十月の住宅統計を基礎にし、今後の人口の増あるいは世帯の動態、人口の移動、そういうものを勘案いたしました。昭和四十五年ごろを目標にいたしますと、まあ世帯では二千四百万户前後であろうと想定いたしました。一住宅というところで、各種の住宅不足等を勘案して、一千万戸くらいやるとまずまずの状態になるであろうという想定で進めてまいり、それが七カ年計画——三十六年に想定いたしました。実際に計画いたしましたのが三十九年でありましたから、それまでの実績を差引いて、御承知のとおり八百七十万户くらい建てると、四十五年までに一世帯一住宅が充足されるであろうということになりました。ところがいまもお話しになりましたように、産業経済の急激な変転等あるいは人口も予想を上回って、この前の国勢調査で御承知のとおり、増加がありました。五年間に約五百万人くらい人口の増加があった。三十八年の、五年ごとによつております住宅調査によりますと、三十六年に想定いたしましたのと相当違つてきておる。それはいまのお説のとおり、急激に産業が発展した。したがってそれに対する人口の移動というところで、人口の都市集中という現象が予想以上に急激に起こつてきた。同時にまた、当初想定いたしました以上の世帯分離が、これは戦後の傾向でありまして、多かつた。こういう事情から、資料に示しておりますように、いろいろ計算いたしますと、この前の国勢調査の世帯数では、建設省が前に想定いたしました昭和四十五年の二千四百万世帯というものに、もうすでになつてゐる、こ

ういう状態があらわれた。こういういろいろな想定をいたしました。これを改定しなければ、昭和四十五年に一世帯一住宅ということは前の計画では十分である、こういうことから、さきに御説明いたしました閣議決定のように、六百七十万户が最終決定いたしましたわけでありまして、

そこでお説のとおり、住宅というもののついで今日まで、もちろん政府といわず民間といわず努力をしてまいりましたが、戦後の荒廃があまりにもひどかつたために、まず数ということに重点を置いてまいりました。二十年間に一千万戸余というものが建ちましたが、それは民間のほうは相当の努力をしてゐる。政府施策が四〇％に足りない、こういう実情でありました。そこで、衣食住といわれてゐる中で、住生活がこういうことでは、これはほんとうの国民生活の安定の基礎にはならない。これは理屈を言うまでもなくそうであると思ひます。やはり人間は一定の安住の地があつて、そこで家庭の安定をはかる。経済活動も文化活動もそこが基礎でありますから、社会を構成し、国をなす以上は、何が何でも早く住生活を安定させることが政治の最高の目標ではないか。今日社会活動、住民活動といわれておりますけれども、それが欠けておつては、ただ言うだけであつて本物ではない。したがって困難がありましようけれども、この住宅充足計画をどうしても最重点に置かなければならない。と同時に、経済も安定いたしました。またまだ問題はありますけれども、国民の生活もだんだん向上していくべきものである。したがって量の問題もさることながら、質の向上を漸次はかつてまいらなければならぬ。このいう考え方で、今度正式に政府は、御承知のとおり方針をきめまして、しかも従来これは建設省の計画といふことでやつておりましたが、そういうことでなしに、いま御審議を願つておりますように、法律をもつて国家の最高方針として、政府の責任を明らかにする。必ずこれは充足するといふ政府の責務を明らかにするために、国家の最高意思をきめて、いかなる政府であろうともこれを

遂行すべきである。こういうことが今日の政治の最も大切なところであらう。こういうことで数や内容についていろいろ御議論があるかと思ひますが、そういう意味でこの法律の御審議をお願いしておるわけでありまして、同時に、建設省が主体となつて政府施策住宅をやつておりますが、そのほかに御承知のとおり、厚生省所管で年金還元融資等で相当やつております。なお労働省もやはり同じような趣旨でやつております。なお公務員住宅といふことで大蔵省もある程度やつておりますが、これもやはり国民からいいますと、住宅であるに違ひはないのでありまして、しかも規模といひ建設戸数といひ、そういうものは全部ひくるめて、総合的な計画を立て、国も地方も足並みをそろえて、計画的な遂行をすべきである、こういうことについて行政機構を一本にしたらどうかという意見もありまされども、そう簡単にまいりませんので、法律によつてそういう総合計画を進めることが適當である、こういう趣旨で、いまおつちやつた単なる建設省といふことでなしに、国民の政治をあくまで政府の最高責任者、また最大の責任者、こういうつもりで四十一年度からこれを強力に推進していく、これがお願ひしてゐるわれわれの基本的な趣旨でありまして、政府の態度もそこにあるということを御了解願ひしたいと思います。

○小金委員　そこで、住宅の数を増し、質を向上させ、環境の整備をするといふことは住宅政策の根本でありますから、いま大臣もお認めになつて、われわれももちろん認識しておる産業の著しい変貌、これが居住を左右しておりますが、昭和三十五年の第九回国勢調査においてすでにあらわれてきた大都市地帯への人口の大移動が五年後の昨年の十月一日で、第十回国勢調査において顕著にあらわれてきております。十月一日現在の日本の総人口は九千八百二十七万余人といふことになつております。宮城、石川、広島、三県だけがわずかに人口増加したのみでありまして、北海道は別でありますが、東北、北陸、中国、四

国及び九州は人口の減少地帯ということになつておりまして、関東、東海及び近畿、この地方に人口が集中してきております。これは明らかにここにメガロポリスが形成されつつあるといわれるゆゑに思ふのであります。

人口の大都市地帯への集中傾向は世界的な現象でありまして、昨年のいまごろ私はアフリカとかヨーロッパを回つてみましたが、後進国でも相当な大都市への人口集中があらわれてきております。絶大な独裁的強権をもつてしても容易にこの人口の大都市集中は押えがたいといわれるのであります。自由民主主義の国において政策によつてこれを抑止しようとするのは、努力はしなくては成功しないだらう。他方また人口の減少地帯の町村では、消防を組織する人さえなくなつてゐる、消防力さえなくなつてゐるというやうな町村もあるように聞いております。そこで、メガロポリス地帯の集中人口に良好な住宅を供給することは、これはもちろん努力しなければなりません。同時に、地方の中小都市や農山漁村の人たちにも住みよい住宅と環境、文化、産業活動を与えるという政策が必要であります。大臣はその間の調整と申しますか、バランスといひますか、そういうことについてどういふお考えでございませうか。

○瀬戸山国務大臣　お説のとおり、人口の都市集中は世界的傾向といひます。いづれの国もその傾向が強まっています。一番強いのは産業が戦後急激に発展いたしましたわが国であります。これは世界的な傾向であります。

〔委員長退席、廣瀬委員長代理着席〕

おつちやつた都市にソ連あたりでも、やはりモスクワ等の大都市に人口が集中するといふことで、その対策にはなかなか困難を來たしてゐる、これが実情でございまして、こういう傾向といふものは、今日だけでなくて、人間生活を営みます以上は、第一に経済的に生活のしやすいところ、あるいは文化に浴しやういふ地点、いわゆる地の利といひますか、そういうところに集まつて、できる

だけみずからの努力と社会環境あるいは自然条件、こういうものが組み合わさって人間の生活をよくしようという事は、これは当然でありますから、したがってそういう傾向が都市に集まりますと、文化に浴せられる、あるいは住みよいかどうかは別として、生活が何となくしやすい。こういうことで、これはことが適当でないかもしれませんが、砂糖にアリの集まると同じ現象と私は思っております。したがってある程度はやむを得ない。またそれがあつてしかるべきであるということもありませんが、いまやわが国においてはそれが逆に弊害を来したつた。その対策もなかなか不可能に近い、こういう状態にだんだん移行しつつあると思つております。したがって、これをそのまま放置するということは、これは政治の上できつめて不適当である。かといつて、これを人力によつてたゞせきとめるということとは、これはお説のとおりなかなか不可能でありますから、やはり経済生活的にも文化生活的にもそういうふうに集中しなくても、他にもあるという状況をつくるということが、また今後の政治の大きな仕事であると思つております。今日までもいろいろ対策を講じてきておるわけでありますけれども、やはりそういう状態というものがまだつくられておらないといふところに今日の減少がなかなかとまらない、こういうことだろうと思つてから、これは早急にはまいりませんが、やはり私は一番基本的な問題は、道路あるいは鉄道、あるいは今日の航空あるいは港、こういういわゆる地の利の便の悪いところに自然の状況だけにまかせないで、政治あるいは人工によつて地の利のカーブをする。これがなければどんな理論を述べてもそれは理論であつて、人間はそういうもので規制されない。ここに問題があると思つてます。したがって私も道路政策その他交通、通信、運輸、あるいは文化生活というものに相当努力はしてきておりますけれども、何と申しますか、これは戦後の経営がなかなかあつてその気持ちのとおりいかなかったという事情もありますが、昨日衆議院を通

してもらいました高速自動車道などというものも、やはりそういう大きな観点からあれを御審議願ひ、御賛成をいただきたいものと私も確信をいたしておりますが、そういうものとあわせて、やはりいまおつしやつたような対策を講ずべきである。新産業都市であるとか、あるいは地方の工業開発の計画等すべてそのねらいがあると思つておりますが、まだまだそういう問題が総合的に、しからば都市に集中しなくてもいいような状況がまだ今日形成されておらない、こういうところに問題があると思つてます。したがってこういうものをできるだけすみやかに形成すると申ししますか、つくり上げるということが大切である。住宅問題についてはいまおつしやつたとおり、私も都市人口の集中あるいは都市住宅ということに今日まで相当力を入れてまいりましたが、これももちろんでありますけれども、農村住宅の改良といふことをしないと、今日の農村の生活といふものは、都市生活をべん見たり体験した若い人たちは特に、それは農村もよろしいけれども、あの姿でおいけないといふのが率直なところであらうと思つてます。したがって、それは徹々たるものであります。数年前から試みておりました農村住宅の改良あるいは補修等をもつと強力に進めなければならぬ。そういう意味で農林省にもそういう考え方を相談いたしまして計画をいたしました。これはなかなか膨大なものでありますから一べんにはまいりませんけれども、今年度は昨年よりは予算としては約二倍の増額をいたしました。したがって、全体からいって微々たるものであります。しかしこれはもちろんさつき申し上げました総合政策とあわせて農村住宅の改良あるいは近代化と申しますか、そういう点は今後ゆるがせにならない大きな問題である。ただ問題は、都市の住宅事情は非常に緊急である。緊急といふことは忘れてはならない非常にむずかしい問題でありますけれども、政府としてはさような考えで計画を進めたいと思つておるわけでございます。

数等について、また内容について、いま住宅局長から御説明をいただきましたが、当初私たちの承知しておるところでは、この第一次五カ年計画といふのは七百六十万戸、ところが今度は諸般の情勢から判断して、九十万戸減の六百七十万戸建設の目標が立てられております。これではたして五年後に、わが党が長い間目標として努力してきた一世帯一住宅の目標が達成できるかどうか。それから第一次五カ年計画といふ以上は、第二次、第三次の五カ年計画があるはずであります。それは人口の増加とかあるいはまた世帯の細分化、そういうようなものを見込んで第二次はお考えになるのか。あるいはまた、この六百七十万戸が達成し切れないといふようなことも予想されておるのか。達成し切れないといふことは予想されておるのか。第二次の五カ年計画には人口の増加、世帯の細分化、それからさらに、建てかえといふようなことを含めての五カ年計画が予想されるのか。第一次だけの計画で進むんだといふことは言えないはずだと思つてますが、どういふ御趣旨で第一次、第二次といふふうにやられますか。

○瀬戸山国務大臣 その点はきつめて問題でありますが、当初私も昨年のいろいろ検討いたしました。建設省としての考え方を公にいたしました。そのときに、いまおつしやつたとおりに七百六十万戸、これは想定人口を昭和四十五年で一億三千万、これは先ほどお話しした国勢調査からずっと傾向線をたどりまして、人口問題の研究の専門家等の意見も聞き、昭和四十五年ごろ、日本の人口を一億三千万、こういう想定を立てました。それからこまかい数字については、あとで住宅局長から御説明いたしますが、それと世帯の構成人員はどうあるべきか。その人口の中にやはり一人暮らしの人、その他のいろいろな人があるわけでありますから、そういう人を約七割、こういう想定をいたしました。そういう人は別にして、一世帯の世帯人口といふものを三・七人ぐらいの想定でいけばおおむねいいんじゃないか。こ

ういふ計算から、これは数字的に当てずっぽうじゃなくて、計算いたしまして、いわゆる七百六十万戸くらいあれば、まず一世帯に住宅が実現できる、こういう計算をいたしましたのであります。ところが、いろいろまた私どもの案を中心に検討いたしました際に、問題になりましたのは、ほかは問題になりませんけれども、急激に世帯分離があつた傾向が、将来まだずっとこのまゝいふのであるかどうか、余談でありますけれども、日本の経済成長があつたといふふうにと同じ傾向でいくはずであつたのが、いかなくなつたことと同じでありまして、昭和三十五、六年ごろから人口の移動が非常に多かつた、産業人口の移動が多かつた、農村の離農といひますか、農村からの都市集中が多かつた。これは当然に住宅を伴うわけでありまして、そういう傾向は必ずしも同じカーブをとるものでなからう。これは一番の問題でありまして、そういうふうなことから計算いたしました。世帯を三・八人といふところから計算して、ちやうど一世帯一住宅といふことができるんじゃないか、こういう意見等もありまして、問題は標準世帯を三・七くらいで計算するか、三・八で計算するかで、数字的には九十万戸という一これは基礎が大きいものですから、○一の数字がそういうふうにあつてくるわけでありまして。その差が、七百六十万戸が逆になつて六百七十万戸と、いかにもつくつた数字のように見えますが、そういうことであるわけでありまして。したがって、私も将来の五年後の想定もいろいろ入つておるわけでありまして、厳密な意味において、それは一字一句も違わないといふことをここで申し上げることはできませんが、非常に詳細に検討した数字でありますから、そう大差はない。これは必ず実行する。この一世帯一住宅はいわゆるインキ政策ではないと確信を持っております。今後の経済の動向から、わが国はもとつと経済発展をもちろんならなければなりませんし、今後、災害といふようなものも想定以外に出るかもしれませんが、各種のデータから想

定して、かようなことになつてゐる、こういうことを御理解願ひたいと思ひます。

そこで、それでは第一次、第二次というこの計画は要らないのじやないかという議論が出る余地がまたあるわけですが、私も、今後やはり年次を追うて内容をできるだけ充実し、いわゆる質の向上をはかりたいと思ひます。過去において、今日までに建てました家も、これでもう家はあるのだという考え方は、わが国の社会生活としては十分である。それを充足することにも、また次に第二次、第三次ということになると思ひますが、もつと良質のものにだんだん改造していかねければならない。数がかりに間に合つても、だんだん良質の家にかえていかねければならない。これが今後のわが国の発展の重要な要素であらうと思ひます。いわゆる豊かな生活をする国ということになりまうと、西歐にはなかなか追いつきませんけれども、西歐の三分の一程度の家で、家はありますと言ひわけはまいらぬと思ひます。そういう意味で日本の経済力、国民所得の発展に際して、やはり法律に基づいて第二次、第三次と計画を立てて、そうしていわゆるほんとうの理想に近づくような住宅を逐次建てていかねければならない。もちろんその中には人口の動態、あるいは世帯人員というものである程度の変動があると思ひますが、そういう考え方でかような構想を出してゐるということを御理解願ひたいと思ひます。

○小金委員 大体わかりましたが、民間自力建設に依存するといふことが、そちらに頼むといふより戸数が約四百万戸ということになつております。大体公団の住宅でもなかなか土地が得られない。民間自力の住宅建設の場合には土地の問題が非常に大きいと思ひます。瀬戸山大臣は、土地の問題については非常にいい構想を御発表になりましたが、これの実現にはなかなか曲折があると思ひます。住宅の宅地の問題が先行するので、宅地の問題は重要であります。これは他の委員から質問していただきますけれども、こ

の民間自力の建設になつてゐる四百万戸計画は、どういふ根拠をいふか。ことに土地が関連してゐるのを立てられましたか。ことに土地が関連してゐるの土地政策が相当民間自力建設の場合には響くのじやないか、こういうようなことも考えられて、これから不動産取引とも関連して、相当大きな問題じやないかと思ひます。この点を大臣はどうお考えになりますか。

○瀬戸山国務大臣 おつしやるのとおり、住宅はもう前提が土地であります。一番私どもが心配も、また最大の努力をしなければならぬのは、家を建てる前提の土地政策、また土地の取得、宅地の開発、これが一番の大きな努力をしなければならぬ問題であらうと思ひます。民間の住宅戸数というものを、これは数字的に御必要があれば住宅局長から申し上げますが、これは大体小金委員も御承知だと思ひますけれども、こちらから押しつけるわけにはいかないのであります。従来の実績を基礎にして横算いたしてあります。その実績を基礎にして、今日までの進みぐあい、今後の日本の経済力の発展、国民所得の増高、こういうものを勘案いたしまして、今後一、二%ないし一四%ぐらゐの伸びであらうという想定から、こういう数字を出してあります。ただ民間はかつてにやるだらうというだけではいけませんから、やはり税制上、資金上これもできるだけ今後家が建つような方法を、今日の段階において講じておりますが、不足すれば追加した政策を進めていかねければならない。ただ土地の問題は、あとでまた御議論なさる所でありますが、やはりこれは急に間に合いませんから提案しておりませんけれども、こういう問題のみならず、日本の場合はやはり土地利用区分といふもの、土地政策に強力な方法を講ずる。しかもこれはできるだけすみやかに講ずる。そういうことを合わせ、住宅政策の推進をはからなければ、計画どおりいかないだらう。当面の措置はいろいろあります。またお願いしてゐるわけですが、基本的にはやはり土地利用政策、土地取得の方法、税制その他が合

わせて、もつと根本的な問題をできるだけ早急に立てて国会等の御協力を得たい、かように考えてゐるわけでございます。

○小金委員 宅地を豊富に供給するといふ方法が大事だといふことは瀬戸山大臣もおつしやるし、私も全く同感でございますが、持ち家政策とも、宅地の問題については私は国税、地方税を通じて税制の問題が相当むずかしいと思ひます。しかし、これもできればやはり並行してやらないと、なかなか宅地も得られないのじやないかと思ひます。この点についても格段の御留意をお願いいたします。

それから、民度が向上していきまうと、いま瀬戸山大臣もおつしやつたように、いい住宅に移りたいと思ふのは当然であります。しかし、いい住宅に移るといふことは、同時に自分の家という感覚といふものが、その欲望といふものが、そういうことで、持ち家政策に瀬戸山大臣非常にお力を入れておられて、私も全くこの点は同感で、ぜひこれをなるべく多く、早く実現させたいと思ひますけれども、その反面、先ほどの五カ年計画の際にちよつと私は申しましたが、公社住宅等古くなつたから建てかえよう、これはおそらく第二次五カ年計画になつてくると、それらが中心になるのではないかと思ひます。その際に、もうすでに居住されている方が、今度改築されると家賃が上がるのではないかとこころをいふことで、一部の者が反対をされる、また同意をしないといふようなことで、これはこまかい問題になりますからお答えは要りませんけれども、現実の居住者の処遇、ことに建てかえの場合なんかの問題が方々で起つてゐるやに私は聞いておりますけれども、この問題についても御留意願ひたい。同時に、公営住宅なんかについて払い下げを希望されている向きもまた持ち家の気持ち等に合致するものでしょうが、払い下げしてほしいという希望もあるやうですが、これらについて私は相当弾力的な政策をとられたほうがいいのではないかと思ひますけれども、大臣の御所見はいかがですか。

○瀬戸山国務大臣 住宅政策の場合にいろいろ御議論があらまうのは、持ち家にするか、いわゆる供給にすることを問題があるわけでありまう。しかし私はさつぱらに言つて、できれば自分の家としてゐる住みよいかつこうにつくつておきたいといふのは、これは人間の心理だろうと思ひます。そういう社会にならうと思ひますけれども、なかなかそれはいいかない。そういう力のない人は、その力にある程度の国家的な各種の措置を講じて、自分で家を所持されるということが望ましい。けれども、なかなかいまの日本の状態、よその国でもそうでありまうが、そうありたいけれども、それはできない。収入上あるいはその他の状況もあるでしょうが、そういう方がたくさんあります。ですから私も政府がやる住宅政策は、基本的にはそういうところにまず重点を置かなければならない。たゞもう少し力を借せば持ち家がでるという方には、そういう政策をとるべきである、かように考えてあります。したがつていまのところは、私も政府の一般財政の投資というものは、そういう力のない人を早く、少なくとも住宅の心配をされないようにするといふことは、当面としてはやはりこころをいふことは、当面として考えてあります。基本的には自分でおやりになるというのが人間のたてまえであらうと思ひます。そういう意味で、公営住宅といふものは、これは全部とはいひませんが、やはり自分でできない方に対する家として、公営住宅等のいわゆる賃貸住宅を持つてありますから、それを全部払い下げるというわけにはまいらない。けれども、相当年数がたつて、わが家として愛情が出てきた。また力もできれば、これを改良してわが家にしたといふ希望はだれしもありますから、集団的に大きな建物を建てて土地を利用するとか、あるいはもつと高層建築に建てかえられるとか、こういうようないわゆる戦後やりました十戸とか二十戸とかばらばらにやつております公営住宅は、できるだけ希望に応じていわゆる持ち家に転換したい。そういう方々も相当経

済力も出ておられますから、持ち家に転換して、わが家として愛情を込めて、それをりっぱに仕立てたい、こういう方にはできるだけ払い下げをしたい。それで持ち家に転換したい。

同時に、今度試みましした公団住宅等についても、賃貸ばかりではなくて、収入もふえておりますから、やはり家賃だけで自分のものにならないというの、何となく不満足なところもあるわけがあります。またそれだけの力のある人も入っております。だから何年かすれば自分のものになるという制度を試みようとやってみようということ、御承知のとおり、今度五千戸、そういういわゆる賃貸的な分譲住宅というものをやります。それから従来産労住宅等についても、いつまでも借家だというよりも、みずからもある程度努力し、将来自分の家になるのだという方式をとってみようじゃないかということで、これも産労の分譲住宅、賃貸的な分譲住宅といつてもよろしいでしょうが、これも今度五千戸新たに計画を進めようというところでやっておりますが、やはり持ち家と賃貸の家と申しますか、そういうものとをかみ合わせていかないと、いまの住宅政策はバラエティーがありますから、うまくいかないであろう、かように考えておるわけでございます。

○小金委員 これは住宅局長あるいは公団の総裁に聞いたほうがいいかもしれません。しかし根本的な問題として大臣に伺っておきたいのは、団地が、ことに公団の団地が相当敬遠されているところがある。これは単にベッドタウンにされたのでは地方はたまたまというような、感情的なこともありそうですけれども、なぜ団地がきらわれるか。おそらく、私どもが研究した結果、地元の方自治体の負担が過重になる、重過ぎることになります。たとえば、子供が生まれる、幼稚園をつくる、学校をつくる。そのほかのいろいろな地元の負担が第一に重くなり過ぎるのではないかと。第二に、地元民との関係です。地元民と団地の入居者との融和策が十分とれてない節も、私現実にぶつかったことがございますが、この問題。第三番目

に、団地にもつと都市機能的なものを持たしたらどうか、こういうことを考えられるかどうか。近郊の千葉県、埼玉県、神奈川県、こういうところに団地が造成されて、たいへんりっぱな町ができます。おむねこの人たちは東京あるいは横浜等に通う人でありまして、いわゆるベッドタウン化するで困るという苦情が出ております。これはやはり、大きな団地になれば、その団地一つが都市機能を持つようなことにすれば、比較的在来の住民との交渉が円滑になるし、またぶつかることも少ないというふうにも考えられる。たとえば、大きな団地をつくる場合には、環境の整備、それから公共の施設なんかはもう団地自身がつくるといふようにしていくべきではないか。

ちようど昨年のいまごろ、私はイギリスのケンブリッジのそばのハーローという町に行った。わざわざ見に行った。それはロンドンから大体五十マイル前後のところに幾つかのニュータウンをつくって、その二つ目を私見たのですが、このハーローに行つてみて、現実についてみると、何百世帯か知りませんが、相当大きなものである。まず中央に学校とりっぱな図書館をつくる。それから公会堂のようなものもつくる。そこでもうすべての用が足りるようになってある。と同時に、そこに入居した人は、ロンドンに通う人はわずかに数人である。近所に工場とか職場をやはり配分してあるように、私、短い調査でしたが、聞いてきたのです。

そういうような都市機能を持たしたらどうかというような意見がありますが、これについては大臣はどうお考えになっておりますか。

○瀬戸山国務大臣 御説のとおりでありまして、従来、住宅をできるだけ急速に、できるだけ大量にということになりますと、どうしてもやはり一団地でやらないと経済効率等がうまくいきません。そういう公団等の住宅をあつちもつちもといふと、なかなか、土地の問題もありますし、経済効率も悪くなりますから、どうしてもやはり集

とで、必ずしも人口が増加し家が建つこと自体がけしからぬというお話しやないものでありますけれども、やはり集団的な家が建ち、そこに相当多くの人が入りますと、社会生活を営む上の各種の施設が要る。学校であるとか幼稚園その他の要るわけがあります。水道も要る、下水道も要る、あるいは当然に道路、交通もです。ところが、率直に言つて、従来はまず家だということ、相当離れた山林原野、畑の中に――家はりっぱだけれども、どうもそういういわゆる社会生活環境というものが伴わない、それはやはり地元でやるのだというふうなことは、これは財政の面で地元から文句が出るのは当然であります。これは大きな欠陥でありまして、忘れておるわけではないけれども、それが伴わなかった。こういう点を改めるために、従来はある程度融資をするとかやっておりますけれども、今度は、公団等においてはそこまで施設をする、上下水道あるいは街路あるいは学校あるいは幼稚園等、十分満足とはいへぬけれども、せめてそれだけでも、その区域におけるいわゆる公共的なものはまずこちらでやる。あとで年賦その他によつてそれを地方に移管する、こういうことを今度制度として始めることにいたしました。公団法の改正等においてもそれをお願いいたしましたわけがあります。

その団地と近隣居住者との何となくそぐわない点というところは、これはなかなか法律や金ではいかぬところがありますが、結局いまお話しのように、社会生活のできる状況をつくっていく。こういう意味で、従来も、ただベッドタウンだけではなしに、やはり近傍に働く場所をつくるという意味では、首都圏あたりでは――近畿圏あたりもだんだんそういうことをしなければなりませんけれども、要するに働く場所の備わった、相当大規模な新しいタウンをつくる。ベッドタウンでなくて、ニュータウンをつくる、こういうことが今後われわれの仕事であらう。工業団地等もだんだん分散してつくつておりますのはそういう意味でございますが、ただ現在は経済、産業の形態に

よつて、これが必ずしも意のごとくいつておりません。けれどもやはりそういうところに大きな力をいたすべきであらうという考えを持つておるわけでございます。

○小金委員 大臣のお考え方、まったくありがたいことで、ぜひそういうふうな点にも意を用いていただきたいと思います。

それから、かつて当委員会が何かの問題になつて、宅地の大量供給計画から、宅地の先行取得が必要だ、土地の価額の騰貴を抑制することが大事だというふうなことに関連して、農地との調整を考慮しつつ、土地利用計画を策定しろ、第二に、土地利用促進のための空閑地税の問題、第三に、公的機関における土地価額の公示、こういうような問題が提起されたように伺いますが、大臣どういふように……

○瀬戸山国務大臣 この委員会ではしばしばそういう問題で御意見を承つておりますし、なおこの委員会としてもそういうことを決議され、本会議等においても院議をもつて決議されておること承知をいたしております。そういう院議を尊重するといひますか、それがあつたにいかかわらず、そういう時代であらうという判断をいたしてあります。そういうことを私どもも体しまして、土地政策と申しますか地価対策について、いま国会等にもお願いしておるわけであります。いまお願いしております土地収用法の改正あるいは土地譲渡税の改正等がその一連の問題であります。ただ土地利用計画については、さつきも申し上げましたことが基本であります。なかなか農業政策その他の関係でそう一朝一夕ではできませんから、いま私ども宅地審議会において土地利用区分と申しますかこの制度についてできるだけ早く結論をまとめるということを検討を願つております。これはやはり一番問題は日本の農業政策について農地をどうあらしめるべきかというものとのかね合ひがありまして、それから簡単にございせんけれども、これをいいたしせんとも、もっと進んだ強力な地価対策、土地政策ということとは根本的にはなかなか

できません。これは今後の大きな政治の課題であつて、しかもこれは課題としておくばかりでなく、早く解決をすべき、方針を策定すべき問題だとして、いま鋭意検討をいたしておるということでございます。

空閑地税の問題であります。これはいろいろ御議論があり、諸外国においても検討しておりますけれども、何を空閑地とするか、どの程度のものであるか、それが規制できるかという、これもきわめてむずかしい問題でありますから、検討を進めますが、これはやはり土地利用計画と相伴つて、そういうものともかみ合せて立つべき土地政策であらうと考えておるわけでございます。

○小金委員 第一にあげました農地との調整問題ですが、これは食糧の自給、ことに穀物でなく野菜なんかの生産との関係が非常に大きいと思ひます。昨日かにか東京都で野菜の安売りデーをきめたところが、かえつて高くなつたといふことを盛んに訴えられたり、伝えられたりしてゐるのですけれども、私は、緑地帯とともに農業地帯を設定するといふことはなかなかむずかしい問題で、大臣がおつしやつたように日本の農業政策の基本にも関係してくるし、いろいろ関係間の交渉だけでなく、政府として基本方針をこれについて考へるだけではなくて、立てて実行していただきたいと思ひます。

それから、いまこの三点についてはそういうお考えを承りましたが、さつき大臣もお触れになりましたけれども、交通、運輸、通信の関係、これが団地ばかりでなく、地方で住宅をつくり、また地方で産業を興すというように非常に大きな問題でありますけれども、これなどの点については、公団の団地を予定される場合には、具体的に関係省庁と折衝があるのですか。これは住宅局長から御答弁願ひます。

○尚政府委員 通常相当規模の団地を建設いたしますと、当然通勤等の交通の問題が出ますので、きわめて大きいものにつきましては運輸省とも交渉いたしますが、一般的にはそれぞれの近傍の国

鉄あるいは私鉄の会社等と打ち合わせをいたして、こちらの工事の竣工する時期あるいは何万人くらいになるかといふことについて協議いたしてやつてゐるわけでございます。しかし実際問題として規模が大きいものはどこが重要でございませうか、それはきわめて緊密にやらざるを得ないし、やつておるわけでございますが、むしろ中間的な規模のときにそれが十分に行なわれてゐるかどうかといふことにつきましては、全国各地について必ずしも十分とは言えないような事態が起るのが今日の事情でございませう。したがうして今後にはむしろ中小の規模でそういう問題が起るというふうな意味でわれわれは行政指導いたしまして、できるだけ緊密な連絡のもとにこれを行なはせるといふふうな指導が今後必要をわけでございます。

○瀬戸山國務大臣 私からもちよつと触れておきますが、大体あつたことではありますけれども、さつきも土地の問題でお話がありましたように、今後住宅政策を進めますについては、相当大規模な団地と申しますか、町づくりをしなればならぬといふことで、従来は既存の鉄道、軌道あるいは道路、バス、こういうものと話し合ひをしてやつておりましたけれども、それが交通過密の大きな原因になつて、もうそういうものだけでは解消ができません、こういうところが大都市周辺の大きな問題であります。したがつてそういうものにだけ依存ができません、新しく高速軌道をつくるとか、あるいは地下鉄道をつくるとか、こういう段階に入つておると思ひます。そういうことは国鉄總裁もそういうお話がありました。今後は大きな新しいニュータウン式のものは、そういうものを全部相談して計画をまとめて進めるべきである、かように考えておるわけでございませう。

〔廣瀬委員長代理退席、委員長着席〕
○小金委員 もう時間もきましたので、私はあと二つの問題は同僚委員の質問にお譲りするものでありますけれども、昨年の法律第二百二十四号の地方住宅

供給公社法、これが施行されて一年近くなるように承知しておりますが、これは一体どういふ活動をしておりますか。実は住宅難、住宅難という声が大変多いが、この地方の住宅供給公社ができる、これが相当活発に働いてくれる——公的機関に依存するもの、また民間の自力建設に期待するもの、こういうふうなおおその分け方はありますけれども、われわれが相当期待を寄つてゐるものが地方の住宅供給公社の活動ぶりでございます。まだ一年にすぎないので十分なことはいふまでもないが、いままでの実績と、それから今後どのくらい期待ができるかといふようなことをもし考へておられたら、今後の期待の分について住宅局長から御説明願ひたい。

○尚政府委員 昨年御審議願ひまして地方住宅供給公社法が成立いたしましたわけで、在来民法に基づきまして地方公共団体が出資しております。いわゆる住宅協会有限は住宅公社と称していたものが、この法律に基づきまして組織変更して、特別法に基づく地方住宅供給公社になつたわけでございます。

まずその設立の状況を御説明申し上げますと、昭和四十一年の四月一日現在で、四十六都道府県中、山梨県及び神奈川県を除く全県の組織変更もしくは新規設立を見た次第でございます。また政令指定の大都市は、資格のある都市が九つございませうが、そのうち大阪、名古屋、京都、神戸、北九州、福岡の六市が設立を完了いたしました。神奈川県も近日設立されることになつております。

そこでこれらの公社は、旧民法法人時代の実績として、たとえば昭和三十九年度には賃貸住宅、分譲住宅あるいは産労住宅、中高層住宅等合わせて一萬三千三百五十九戸の事業を行なつていたわけでございますが、新たに新法に基づきまして、これとともに積み立て分譲住宅の制度も設立され、この公社を通して行なはせることになりました結果、四十年年度においては全公社で二萬三百五十八戸の各種住宅が建設される予定になつております。四十年年度は二萬三百五十八戸の住宅建

設数が近く完了する予定でございます。そうして当四十一年度におきましては、さらに分譲住宅を中心にして戸数がふえまして、三萬二千七百二十七戸の建設を計画いたしております。

なお積み立て分譲のための積み立てを行なう計画につきましては、四十一年度には二萬二千戸を分譲住宅を供給し、四十二年度には二萬二千戸を供給し、四十三年度には二萬四千戸を供給する予定で、このうちから積み立て募集といふことをその一部について行なう予定にいたしてゐる次第で、順調に各県とも設立し、順調に積み立て分譲住宅の仕事が伸びてゐる次第でございます。

○小金委員 もう時間もまいりましたので、あとは同僚委員の質問に譲りますけれども、これは相当期待を持たれる制度の改正でもあり、新設でもございませうから、これを十分活用していただいで、いろいろな生活協同組合とかその他で建設をやつておるようでありませうが、積み立て制度を活用して民間の資金も活用されるのですから、この運営及び発展については格段の御努力をお願いいたします。

ちようど時間がきましたからこれでやめます。

○田村委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十七日水曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

七

昭和四十一年四月二十七日印刷

昭和四十一年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局